

**「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に関するコメント**

2009年9月7日  
(社)日本経済団体連合会  
経済基盤本部

会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みを進めるにあたり、企業結合会計の見直しを進める必要性は理解する。一方で、以下の諸点については企業の懸念もあることから、今後の見直しにあたっては、慎重な検討をお願いしたい。

**【論点1】少数株主持分の取扱い**

子会社少数株主は、親会社の純資産に対する請求権がなく、連結財務報告の対象には含まれない。したがって、開示については、現状の取扱いを継続することが適切である。

一方、会計処理に関しては、親会社と少数株主との間で持分変動が生じる場合、子会社への支配が継続する中での資本政策であり、発生する差額を損益認識することは企業経営の実態と乖離することとなる。また、子会社株式の少数株主への売却についても親会社の支配が継続している限りにおいては、連結上は子会社資産・事業を担保としたファイナンスであるとも捉えられる。以上を踏まえ、損益認識を非支配会社となる売却まで繰り延べるA案がより望ましいと考える。

**【論点2】取得原価の算定****【論点2-3】取得に要した支出**

企業結合における取得に要した支出については、取得原価の範囲に関する不整合を解消できることなどから、国際会計基準同様に、発生時の費用とすることも考えられる。ただし、この場合、企業結合会計と金融商品会計及び税務との不整合が生じ、その結果として連結－単独または会計－税務における二重管理が必要となり、実務負荷が増大する恐れもある。実務上の負荷を軽減するためにも、企業結合における取得に要した支出を発生時の費用とする場合は、関連する取扱いとの整合性について整理しておくことが必要である。

**【論点3】取得原価の配分****【論点3-4】偶発負債及び企業結合に係る特別勘定への取得原価の配分**

わが国の実務においては取得後における支出の発生の可能性が高い場合、現在の義務ではないとしても、商慣行としては義務と同様に考えられ、当然取得対価に反映されている。このような場合、負債を認識することが適当である。また、特定勘定の取扱いは直近見直されたばかりであることから、慎重に議論を進めていただきたい。

**【論点 3-5】 少数株主持分の測定（全部のれんの可否）**

全部のれんを認めることは、少数株主持分に関して自己創設のれんを認めることになりかねない上、少数株主持分の公正価値、のれんの算定等、過大な実務負担や費用の発生が想定される。したがって、従来通りの購入のれんが適切であると考ええる。

**【論点 4】 のれんの会計処理****【論点 4-1】 のれんの償却**

のれんに含まれる超過収益力は、企業活動を続けるなかで不変であるとは考えられない。企業が投資（企業結合）の意思決定を行い、その成果を評価するに当たっては、一定期間において当該投資が投下金額を上回る収益をあげているのかという視点からも判断を行っている。したがって、固定資産と同様に償却処理とし、投資の回収過程で、費用に分配されて成果から控除されることが実務の考え方を反映したものと考える。

なお、のれんを非償却とする場合、①のれんの額は減損処理によってのみ変動することになるが、減損テストに伴う実務負担への懸念のみならず、恣意性が介在する余地が大きくなるという懸念もある。また、のれんの正確な算出のため、②無形資産への配分は基本的に現行の規準に基づき行われているが、「分離可能要件」に基づき細分化された無形資産の公正価値の把握などは、実務上の大きな負担となることが懸念される。それに加えて、公正価値評価に係る恣意性の介在を助長することにもなりかねない。のれんを非償却することは適当でないと考える。

**【論点 5】 子会社に対する支配権の喪失**

企業活動における投資行為は、その保有区分の変更を以て連続性がなくなるものではない。企業経営における投資管理は、投下資本に対するリターンが売却等の対価の受領に伴い確定した時点で損益認識しており、保有区分が変更する度、残存持分について時価と簿価の差額を損益認識することは企業経営の実態を表していない。また、あたかも残存持分についての損益が実現し、配当原資が増減されるような会計処理は、配当可能利益の創出という観点からも、望ましくないと考える。

仮に連結会計処理については国際会計基準とのコンバージェンスを推進するために時価評価を取り入れたとしても、少なくとも個別会計処理に関しては、上記の意見に加え、平成 20 年度改正の企業結合会計第 25 項に「個別財務諸表上の段階取得における被取得企業の取得原価は原価の合計額とする」と示されていることとの整合を踏まえ、現行の会計基準のままとすべきである。

以上